

## 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の取扱いについて

建設工事の競争入札に係る最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の取扱いを次のように改定しました。

※赤字部分が改定箇所になります。

【適用時期】 令和4年6月15日以降に公告又は指名通知を行う工事を対象とする。

### ■最低制限価格

#### 【対象工事】

設計金額が130万円以上3億円未満の競争入札に付する建設工事

#### 【算定方法】

最低制限価格＝予定価格× $\alpha$ （制限割合）

$$\alpha = \frac{A \times 1.10}{\text{設計金額（消費税込）}}$$

（ $\alpha$ は小数点第3位を四捨五入し、第2位までとする。）

$$A = (\text{直接工事費} \times 0.97) + (\text{共通仮設費} \times 0.9) + (\text{現場管理費相当額} \times 0.9) \\ + (\text{一般管理費等} \times 0.68)$$

制限割合の範囲

$$10\text{分の}7.5 \leq \text{制限割合} \alpha \leq 10\text{分の}9.2$$

共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

### ■低入札価格調査基準価格

#### 【対象工事】

設計金額が3億円以上の競争入札に付する建設工事

#### 【低入札価格調査基準価格の算定方法】

低入札価格調査基準価格＝予定価格× $\beta$ （低入札価格調査基準価格割合）

$$\beta = \frac{B \times 1.10}{\text{設計金額（消費税込）}}$$

（ $\beta$ は小数点第3位を四捨五入し、第2位までとする。）

$$B = (\text{直接工事費} \times 0.97) + (\text{共通仮設費} \times 0.9) + (\text{現場管理費相当額} \times 0.9) \\ + (\text{一般管理費等} \times 0.68)$$

低入札価格調査基準価格割合の範囲

$$10\text{分の}7.5 \leq \text{低入札価格調査基準価格割合} \beta \leq 10\text{分の}9.2$$

共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

■低入札価格調査における失格基準の算定式

市の設計金額（消費税抜）における各経費の額に次の割合を乗じて得た額の合算額に100分の110を乗じて得た額を下回る入札は失格とします。

経費区分	割合	備考
直接工事費	87%	共通仮設費積上分を含む。
その他の経費	74%	共通仮設费率計上分、現場管理費相当額及び一般管理費等の合計額

低入札価格調査における失格基準の算定式

$$(\text{直接工事費} \times 0.87 + \text{その他経費} \times 0.74) \times 1.10$$